

四日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

四日市市長 森 智 広

#### 四日市市規則第 3 7 号

四日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

四日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和 2 年四日市市規則第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
四日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和 2 年四日市市条例第 3 1 号）附則の規則で定める日は、 <u>令和 5 年 5 月 7 日を待期期間（労務に服する予定であったが、新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱等の症状があり感染が疑われたことにより、労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過する日までの期間をいう。）に含んでいる場合における待期期間の末日の翌日以後の労務に就くことを予定していた日のうち最初の日とする。</u>	四日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和 2 年四日市市条例第 3 1 号）附則の規則で定める日は、 <u>令和 5 年 3 月 3 1 日とする。</u>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（健康福祉部保険年金課）